

株式会社東海労金サービス

次世代法に基づく労働者の仕事と子育ての両立のための一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年4月1日～2025年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 2022年4月～ 所定外労働の現状を把握
- 2022年4月～ 部門責任者会議での周知
- 2022年5月～ ノー残業デーの実施
管理職への研修（年1回）及びニュースなどによる社員への周知（毎月）

目標2：2025年3月までに、年次有給休暇の取得日数を
1人当たり平均年間12日以上とする。

<対策>

- 2022年4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 2022年4月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 2023年4月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始